

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPORO

2003.6.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

## 第22号

## 「生活の質」を考えたケアプランを作ろう

北星学園大学社会福祉学部助教授 池田 雅子

ケアマネジャーがかかえるケース数の多さ、そして所属機関からの期待や関係職種との連携の難しさなどの質的な面を含め、大変厳しい状況に置かれている。そのため、「一つ一つのケースに対して十分な時間をかけてケアプランを作成する余裕はない」という訴えをよく耳にする。しかしケアマネジャーが作成するケアプランは、高齢になって生活障害をかかえる本人の、同時に家族にとってはかけがえのない親や配偶者である一人一人の「生活の質」を方向付ける大きな役割を担っている。そのため困難な現状はあっても、押さえておくべき基本的な姿勢や専門性があるはずである。そこで、さまざまな研修の場で報告されるケアプラン作成過程や実際の内容から、共通する傾向をいくつか取り上げ、今後必要と思われる実践課題について考えてみたい。

第1に、ケアプランの内容を見ると、介護保険に対応するサービスの組み合わせ(自己負担も含め)がほとんどで、家族への精神的なサポートやインフォーマルなケアについては、十分に挙げられていない現状がある。実際にはケアマネジャーのなかで援助すべき課題として考えていても、援助課題や目標としてプランのなかに具体的に記入されていない場合があることもわかった。言いかえると、ケアマネジャーが少ない時間の中で多くのプランを立てていくには、具体的サービスに結びつくケアプランの作成に終始してしまうという現実的な問題が背景にあるようである。しかしこのようなプランをもとにサービスチームが関わることが、本人や家族の生活を豊かにすると言えるだろうか。

第2に、本人や家族の希望するサービスを、そのままケアプランに反映させている場合が多いことである。確かに利用者や家族の希望にこたえていくことは、ケアマネジャーにとって大切な姿勢である。しかし利用者や家族が知っているサービスには限りがある。また家族や本

人の心身状態への認識や期待もさまざまである。そこで本人や家族のサービス利用に対する要望の裏に、どのような現状認識や期待があるのかを読み取ることで、本人や家族が希望するサービスの提供だけではなく、他のサービス提供や援助の方法も考えられるのではないだろうか。

以上の現状から今後の方向性を考えると、次のような視点をさらに強めることが大切である。まず本人の心身状態への的確な評価から問題状況を改善するサービスを考えること、同時に利用者を一人の生活者としてとらえなおし、援助の方向を考えることである。そのためには「できないこと」や「疾患」や「機能低下」を持つ人として理解するだけでなく、「生活歴」や「現在の楽しみ」や「不安」、そして本人や家族の持つ「強み」を積極的に評価することが大切である。例えば、多くのケースに見られる本人の抑うつ状態について、疾患や痴呆症状の表れとしてとらえるか、本人の生きる意欲や生活の張り、家族関係が影響しているのか、両方の状況が重なっているととらえるのかで、援助の方針が違ってくるはずである。本人と家族の状況を総合的に理解することによって、介護保険で利用できるサービスだけでなく、時には趣味活動への支援や、ボランティアの訪問や地域住民による見守りネットワークの組織化など、新たな支援方法を考える必要が生じてくる。また家族の介護負担を軽減するために、様々なサービスを導入するだけでなく、家族を精神的に支える自助グループへの参加をすすめることも一つの方法である。われわれの日常生活を考えたとき、四六時中、様々な専門職に囲まれた生活は、時には不自然なものであることがわかる。介護保険の目的が、できる限り地域での在宅生活を継続するための支援にあるのなら、地域における普通の生活、その人らしい生活を実現することをいつも念頭においてケアプランをたてるのが大切であると考えられる。

## 札幌市からの情報提供

# 介護支援専門員のケアマネジメント力の向上を図るために ～「札幌市ケアマネジメントリーダー活動支援事業」のお知らせ～

順調にすべり出した介護保険制度も早いもので、今年の4月で4年目を迎えました。介護支援専門員の業務は制度導入からまだ時間が浅いとは言え、介護保険制度が中長期的にも安定的な制度として発展していくためには、介護支援専門員の果たす役割はますます重要になってきております。介護支援専門員は利用者の相談やケアプラン作成等において、幅広い知識と的確な判断力やコミュニケーション能力が求められていることから、介護支援専門員が持っている専門性の質を高めていくことが望まれているところです。

本市では、市内に勤務しているおよそ800人近くの介護支援専門員のケアマネジメント力を引き上げるために、各種の施策を講じ各種の研修を行ってきているところですが、現状は様々な要因から期待される機能が十分に発揮されていない場合もあり、業務の質のばらつきも大きい問題は、本市のみならず全国的にも主要な課題のひとつとして検討が続けられております。

このような背景から、国が平成14年度から「ケアマネジメントリーダー養成研修」を始めたことに伴い、本市においても介護支援専門員が抱える問題の相談にのり、業務の課題や地域におけるネットワークづくりの必要性を重視して「札幌市ケアマネジメントリーダー活動支援事業」を開始することになりました。本市のケアマネジメントリーダーとしては、4名が国の養成研修を受講し修了しています。また、北海道ケアマネジメントリーダー活動研修には、道から推薦の介護支援専門員2名・札幌市推薦の20名の介護支援専門員が受講し、総数26名のリーダーが介護支援専門員の活動支援を行う上での必要な知識・技術等を習得いたしました。

「札幌市ケアマネジメントリーダー活動支援事業」の

実施機関は基幹型在宅介護支援センターに委託し、各区に2名ずつ（居宅介護支援事業所の介護支援専門員1名と区基幹型在宅介護支援センター職員1名）全市で20名のリーダーを配置いたしました。

札幌市におけるケアマネジメントリーダーの活動内容については次のようなことを考えております。

- (1) 個々の介護支援専門員に対する支援
  - 個別指導・相談、同伴訪問などの活動支援
  - サービス担当者会議の開催支援
  - 基幹型在宅介護支援センター主催の地域ケア会議を活用した個別事例に対する助言
- (2) 介護支援専門員同士の連携構築に対する支援
  - 管内における研修会、連絡会議等の開催
- (3) 地域ケア体制の構築に対する支援
  - 地域の保健医療福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
  - 関係機関等多職種との連携、協働を促進する支援
  - その他介護支援専門員の業務推進に役立つ支援等です。

本市では、15年度においても北海道ケアマネジメントリーダー養成研修に推せんしていく予定ですが、ケアマネジメントリーダーの役割は広範囲に及ぶため、リーダーが機能するための実践に必要なフォローアップ研修やリーダー間の交流会を継続的に重ねながら、本事業の充実に努めて参ります。

行き詰まっている問題や対応困難ケースの悩みがありましたら、ひとりで抱え込まないで、今後、各区の基幹型在宅介護支援センターへ連絡し地域の中で有効にご活用くださいますようお願いいたします。

## 札幌市ケアマネジメントリーダー

	氏 名	所 属
札幌市推薦 (20名) ※区に配置	川 島 志緒里	社会福祉法人札幌慈啓会慈啓会介護総合相談センター
	伊 藤 孝 子	財団法人札幌市在宅福祉サービス協会
	井 関 丈 恵	医療法人徳洲会指定居宅介護支援事業所ケアプランセンターなえぼ
	東 伸 司	社会福祉法人美松善隣会白石ハイツ指定居宅介護支援事業所
	義 達 奈生美	医療法人東札幌病院指定居宅介護支援事業所ディ・グリューネン
	中 川 文 子	社団法人全国社会保険協会連合会北海道社会保険 介護老人保健施設サンビュー中ノ島居宅介護支援事業所
	松 橋 信 夫	社会福祉法人ほくろう福祉協会ケアサポート緑愛園

	氏名	所属
札幌市推薦 (20名) ※区に配置	藤井 菊 恵	医療法人 溪仁会 指定居宅介護支援事業所 ひまわり
	鈴木 紀 子	財団法人 札幌市在宅福祉サービス協会 西相談センター
	中村 昌 美	医療法人 溪仁会 指定居宅介護支援事業所 はまなす
	各区基幹型在宅介護支援センター職員10名	
北海道推薦 (2名)	南 靖 子	札幌徳洲会病院 居宅介護支援事業所
	千田 素 子	札幌ファミリー内科
厚生労働省 主催養成研修 修了者	奥田 龍 人	医療法人 溪仁会 西円山病院 在宅ケアセンター
	斎藤 潤 子	社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 札幌厚別ケアプラン相談センター
	松本 剛 一	社会福祉法人 ほくろう福祉協会 指定介護老人福祉施設 緑愛園
	柏 浩 文	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部

## ● 住宅改修理由書の作成にかかる介護支援専門員支援金の取扱いについて ●

被保険者の依頼に基づき、介護支援専門員が「住宅改修が必要な理由書」を作成し支給決定に至った場合、介護支援専門員支援金として、当該指定事業所等に対し、1件当たり2,000円が支給されますが、去る2月25日に開催された全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議におきまして、このたびの介護報酬改定で居宅介護支援の報酬が引き上げられることに伴い、介護支援専門員が作成する住宅改修の理由書作成料については、平成15

年4月から給付対象としない、との説明がなされました。このたび、厚生労働省より標記の件の取扱いにかかる通知がありましたので、その内容についてお知らせいたします。

なお、本件につきましては、市内の各居宅介護支援事業者に対し通知文書（3月20日付札介保第1730号）を送付しておりますので、ご確認ください。

◎ 住宅改修支援事業の対象となるのは、居宅介護支援の提供を受けていない(居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない)要介護者等に対する理由書の作成のみとし、居宅介護支援の提供を受けている要介護者等に対する理由書

利用者	作成者	
	担当の介護支援専門員	担当ではない介護支援専門員
担当の介護支援専門員がいる要介護者等	×	×
担当の介護支援専門員がいない要介護者等	○	○

の作成については、介護支援専門員が居宅介護支援事業の一環として理由書の作成を行うものとして、本事業の対象とはしない(左表参照)。

◎ 平成15年3月31日までに着工した住宅改修であれば、居宅介護支援の提供を受けている要介護者等に対する理由書の作成であっても、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに当該住宅改修費の支給申請があれば、その理由書の作成を本事業の対象とすることとする。

## ● 介護保険の給付対象となる福祉用具の対象品目の拡充について ●

介護保険の給付対象となる厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び購入の種目については、利用者や市町村、業界団体等から対象品目の拡充を求める要望が多く寄せられたため、厚生労働省内に設置された「福祉用具・住宅改修評価検討会」において検討が進められました。その結果、右の5つの福祉用具について平成15年4月より介護保険の給付対象とされることとなり、関係告示及び解釈通知が改正されましたので、その変更点についてお知らせします。

- 1 垂直移動のみの移動用リフト
- 2 段差解消機
- 3 立ち上がり用いす
- 4 スライディングボード(マット)
- 5 六輪等歩行器

### 改正告示及び解釈通知による変更点等

#### 1 特殊寝台付属品

従来、特殊寝台付属品については、解釈通知によって、サイドレール、マットレス、ベッド用すり及びテーブルを給付対象として例示してありましたが、今回の改正により、スライディングボード及びスライディングマットについて給付対象となることを明確にしました。

#### 2 歩行器

従来、車輪を有する歩行器については、二輪・三輪・四輪のもののみを給付対象としていましたが、今回の改正により、車輪の数

による制限を無くすことにより、六輪等の歩行器も給付対象となりました。

#### 3 移動用リフト

従来、移動用リフトについては、その構造上、上下方向に移動させるだけではなく、水平方向にも移動させることが可能なもののみを給付対象としていましたが、今回の改正により、上下方向のみ移動させるものについても給付対象となりました(ただし、エレベーターや階段昇降機は除かれます)。この改正により、段差解消機や起立補助機能付のいすなどが給付対象となります。

実践  
報告

# 「利用者に渡すケアプランの作成方法」

慈啓会介護総合相談センター 介護支援専門員 川島 志緒里

ケアプランは、皆さん作りなれていると思いますが、あらためて「利用者に渡す」ことを意識した場合、表現方法に迷いがでることもあるかと思います。病状をご理解されている家族に説明する場合は、さほど気にならない言葉も、病状や障害の受容ができていないご本人に対して説明する場合は、少し表現方法に配慮が必要かと思います。もちろん、アセスメントがきちんとなされ、本人・家族の意向が十分反映され、心身の機能低下予防策、介護負担軽減策がとられ、自立支援を目標に最善最良の具体的なプランが作成されていることが前提ですが、その事を踏まえて、4月17日に開催された研修会の内容の一部をご紹介します。

## 1. 「利用者に渡す」を意識したケアプラン作成のポイント

- ①本人も何を頑張れば良いか、わかるように記入する。  
例)「できるところは自分で洗う」<「背中・髪の毛以外」「お腹・腕」の方が、ヘルパーが具体的に励ましながら援助することができるのでは。
- ②できるだけ否定・制限するような表現をしない。  
(〇〇しないように等) 特に問題行動が多い方には、制限するような表現が多くなりがちなので、見方を変えて前向きな表現  
例) 他人の居室にはいらないように<自分の居室に愛着をもつように
- ③ケアマネより言いづらいことは、アセスメントの中で本人・家族が直接言われたフレーズを取り入れるようにする。  
例)「医師より体重を減らすようにいわれている」「物忘れが増えてきた」
- ④本人・家族にもその評価(効果)がわかりやすいように記入(数量を組み入れて)  
例)「椅子に30分座っていられるように」「〇〇ストアまで買物に行けるように」
- ⑤専門用語、略語は利用者の理解度に合わせた表現

を選択する。

例) PT・OT<理学療法士・作業療法士<リハビリ職員。訪看<訪問看護

## 2. 「利用者に渡す」を意識すると配慮する必要がある表現・内容(理解・了解ない場合)

「痴呆」専門医の判断がない場合、本人・家族が否定・否認している場合等

「病気の再発・悪化」医師より危険性について説明を受けていない場合、病気に神経質な場合。病の変化にするのも一つの方法かと思います。

「〇〇症」腰が痛い。腰痛がある。を「腰痛症」とすると病名になってしまうので注意

「うつ的」「うつ傾向」もふさがち、考え込みやすい時に簡単に使用しがち。

「暴力をふるう」家族に与えるダメージが大きいため、介護への抵抗や強固な拒否等

「性的関心」「異性への関心」も異性より特定の人への関心くらいの方が柔らかいのでは。

「家族が非協力的」「無関心」事実そうであっても、家族に説明するには勇気が必要なのでサポート体制の強化が必要、さらに家族の協力を要請する必要がある。くらいの方がその後の関係もとりにやすいといます。

研修会終了後、フロアの方よりたくさんの質問がありましたので一部をご紹介します。

①「不潔」「被害妄想」「収集癖」に代わる表現はないか? ②「介護負担の軽減」と書くと本人が負担をかけていると気にするのでは? ③「家の老朽化」も本人が傷つくのではないか? 等々ですが、いい案募集中です。

細かな表現、日本語のまずさは、ケアマネジャーとの信頼関係、十分な説明がカバーする事が多いと思いますが、ちょっとした配慮が人間関係を円滑にすることもありますので、少しでも参考になれば幸いです。

近況  
報告

## 札幌市特別養護老人ホーム入所指針の現状と課題について

特別養護老人ホーム みどりの丘 生活相談員 福島 義典

札幌市特別養護老人ホーム入所指針（以下入所指針とする）が策定され、各特別養護老人ホームの生活相談員は、2月から準備を始め、今までの入所待機者や新規申込者へ申込書等を発送、申込受付、入所検討委員会を行い、入所必要性のランク決定、通知を行うなど、多忙な日々が続いていたことと思います。現在は少し落ち着いてきたところでしょうか。

ケアマネジャーの皆さんの中には、特別養護老人ホーム入所必要性評価基準を実際に行ってみて、「Aランクの一次評価が、○ランクになるということは、この項目がチェックされるから○点となり、よってこの項目の評価は○ランクになり…」等と分析をされた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

当ホームでは、5月1日現在、139名の入所待機者となり、入所必要性のランクは、Aランク4名、Bランク59名、Cランク68名、Dランク8名、Eランク0名となっています。

現在のところ、Aランクの方の内容を見ると、重介護の方を在宅介護している家族の大変さがランクに反映されているような感じがします。今までの申込み順によるものから介護サービスを受ける必要性が高い等と認められる方から優先的に入所できることとした入所指針の目的が結果として現れているのではないのでしょうか。

実際の入所に関しては、Aランクの方から入所という流れになりますが、そうするとCランク、Dランクの方については入所待機期間が長期になる可能性が非常に高くなるものと予測できます。又、Eランクの方については、それ以上に入所困難となることが予測できます。

只、入所指針では、緊急性等による入所決定が可能となっていますので、該当ケースの入所が今後各施設で起こることもありえるでしょう。

このように走り始めた入所指針ですが、課題を抱えながら走り始めているのも又事実だろうと思います。

一つは、入所の必要性及び緊急性の高い者を優先的に入所させる入所指針の目的に沿って、入所待機者の評価要素をどのように管理していくかということです。

入所指針では、「入所申込書の記載内容に変更が生じた場合、入所申込者は速やかに、施設に届けるものとする」とあります。

変更事項を適切に受け、再評価することで入所指針の目的に沿った待機者管理ができるものと考えられますが、申込者からの届出がない場合、現状のままということになります。例えば、変更事項がありランクが変わるケースだったのに、届出がないためにランクは変わらなかったということもありえるかもしれません。

施設から申込者へ確認するという方法もあると思いますが、年内中に200人の待機者となることが予想される中、果たして業務量として可能かどうか難しいところです。

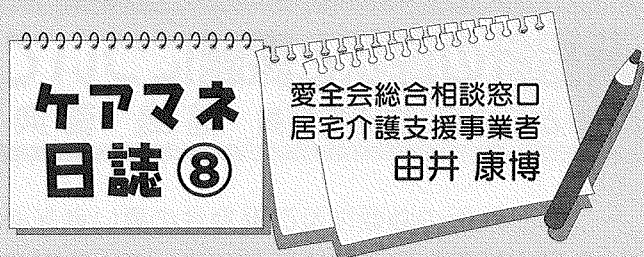
いずれにしても、入所指針の公平性の確保という点からも考える必要があるのかもしれませんが。

一つは、介護者の虐待や介護放棄などの情報をどのように把握するかということです。以前は、認定調査票の概況調査の中に記載項目があり、把握することができましたが、今年度様式が変更してから、記載項目がなくなったため、把握することが困難となりました。

又、入所申込書の必要書類として、認定調査票を申込者が目にする機会が増えたことも情報記載できない理由かもしれません。

認定調査票の工夫を行うことが良いのかどうか、難しいことではあると思います。

いずれにしましても、走り始めた入所指針ですから、今後も様々なことを考えながら進めていくことになると思いますが、申込者、待機者に対して、施設として適切に対応できるよう努力していきたいものです。



## 【〇月〇日】

増員になったケアマネジャーと同行し引継ぎ訪問。近況のお話のあと、今までお世話になりましたと挨拶をすると「お世話になったのは私達の方よ」と。高齢者夫婦で「介護保険って何？」から始まり、手続きのこと、サービスの種類・内容、介護保険以外のサービスのこと、当たり前だけど、いろんな話をしてきたなど。ある時ヘルパーを利用との話で、よくよく話しを聞くと物置の漬物の樽4個を台所下のム口に移動するためと言う。説明の仕方が良くなかったのかなと思いつつ、自分で樽を運んじったけど今考えるとそれってどうなのかなと思う。たまたま自分だから多少重い物でも良かったけど、今後担当するケアマネジャーにそれを強要できないし…。

今はサービスについても理解され必要なサービスをうまく利用されていると思う。病状も安定しており、まだまだ在宅生活が続けられそうだが、この先このご夫婦はどこまで在宅生活が可能なのだろう。安定しているとはいえ、いつ病気が悪化するかが心配。定期受診はしているが状態が悪くなったら、いくらサービスを利用しても限界がある。入院、入所の話も出てはいたが…。

ケアマネジャーは今の事はもちろん、今後も生活全般にわたって様々な事に関して担当していくことを改めて説明し〇〇さん宅を後にした。ケアマネジャーの仕事の広さ、責任の重さ、役割ってどこまでなんだろうと今さらながら思う。

## 【〇月〇日】

〇〇病院から退院するので居宅介護支援を依頼したいと病院の相談員からの電話にて、病院へ訪問。ご本人、他ご家族と病院の相談員と担当看護師が同席。退院は来週の初めと言われ、もう少し早く

教えてくれればと思いつつも「退院許可でたら早くお家に帰りたいですよ」と。退院後は、通所リハビリテーション、ヘルパーの利用を希望されており、家族の介護も十分期待できそうかなという状況。退院後、ベッドのレンタルとポータブルトイレが必要と言われ「間に合うかな…」と思いつつながら、何とかしなくてはと。ご本人、ご家族の考えがまだ十分まとまってなく、こんな方法もありますよといういろいろ説明するとおおむねその方向へ、そんなこんなで今回の面接は2時間もかかってしまった。終了後、いつもお願いしている業者さんの携帯電話にあわてて連絡。「ただいま電話に出られません」とメッセージが流れ仕方なく「お電話下さい」と伝言を入れ事務所に戻る。

事務所に戻ると電話メモの山が…。え〜と、ご家族からヘルパーの内容変更希望。寝たきりの方のご家族から義歯を作りたいとの希望。施設の相談員から通所の追加希望あり限度額の確認。ご家族から新規で開始の通所はいつからか。〇〇病院相談員から〇〇さん急遽退院するとの連絡。〇〇事業所から先月の実績の修正依頼。〇〇さんご家族から市外の家族の所で面倒を見ることになったが手続き等何が必要なのか。〇〇事業所から〇〇さんの介護保険証の写しがほしい。配食事業所から最近〇〇さん残食多いようだけど。

ん〜どこから電話しようか。

忘れた頃にレンタル業者さんからやっと連絡入り、状況説明すると「大丈夫です、間に合いますよ」ときっぱり言われホッと一安心。ついでにご家族との納品日時の調整をお願いしちゃった。考えてみると馴染みの業者さんって大事だよな〜とつくづく思いながら、ケアプランを作っていると、業者さんから納品日時の決定のFAXが届き「ご紹介ありがとうございます」と書いてあった。ありがとうございますはこっちの方だよな〜って。あっ、〇〇病院の相談員さんにこの事伝えなきゃと思ったけど、こんな時間じゃ、もう帰ってるよな…仕方ないFAXにして送っておこう。

# トピックス

## 1. 介護病床返上、辞退が急増

道内で19件、390床が医療保険病床に変更し、そのうち14件が介護療養型医療施設指定からはずれた。介護療養型医療施設の介護報酬が4月から大幅ダウンをしたことが大きな原因と見られる。その後、札幌市ですらに2件、50床が返上された。

## 2. 上級社会福祉士創設へ検討着手

社会事業学校連盟は、学士、修士、博士課程に、新たに社会福祉士専門職大学院を設置し、専門職修士やソーシャルワーク専門職などをイメージし、検討中。厚生労働省、文部科学両省とも相談、煮詰めていく予定。

## 3. 4月道内介護給付費185億9720万円

道国保連がまとめた2月分(4月支払い分)介護給付費等状況によると、支払金額は前年同月より15億900万円増え、185億9720万円になった。

## 4. 来年、札幌で介護療養型医療施設全国研究会が開催される。

来年の9月10日・11日、札幌コンベンションセンターが会場。研究会では、療養病棟現場の取り組み、先進実践、高齢者ケア、ケアプラン、在宅支援、地域連携などについて

て報告、講演するほか、シンポジウムなどを通して今後のあり方などを幅広く論議する予定。

今年の10月15日～17日には全国介護老人保健施設大会が札幌で開催される。

## 5. 札幌市、介護保険財政安定化基金から4億456万円の借り入れ。(12年～14年度合計)

## 6. 道内でも、母体事業所から離れた独立・開業型のケアマネが登場、注目を集めている

ケアマネジメント実践を主収入としている現場のケアマネジャーを対象に、今年の1月には独立・中立型介護支援専門員全国協議会が設立されている。

## 7. 通院等乗降車介助届け出が訪問介護事業所からだされる。札幌市内は41件、全道152件。

## 8. 身体障害者や高齢者など交通弱者の外出、移送を支援する全国介護タクシー協会が北海道にも支部を設置。新規独立開業者のバックアップ、経営アドバイスなどを行っている。

## ● 全体研修会 ●

目的▶介護支援専門員の資質向上を図るために標記研修会を開催いたします。振るってご参加下さい。

主催▶札幌市介護支援専門員連絡協議会

共催▶札幌青年司法書士会

日時▶平成15年6月19日(木)18時30分～21時

会場▶札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)  
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

参加対象▶本会の会員

定員▶200名(先着順)

参加費▶会員は無料(非会員は、1,000円)

内容▶18:30～19:30 講演「消費者問題(訪問販売、悪徳商法等)について」  
司法書士 佐藤正人氏  
19:30～19:45 質疑応答・休憩  
19:45～20:45 講演「遺産相続と遺言書の作成について」  
司法書士 廣田敏之氏  
20:45～21:00 質疑応答

申込方法▶6月16日(月)までに同封の申込書によりFAX等にて申し込み下さい。

申込・問い合わせ先▶札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 柏・東井】  
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階  
☎ 612-6110 FAX 613-5486

その他▶会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

## ケアマネジャーのための地域福祉講座のお知らせ

日時▶7月17日(木)10時～16時

会場▶札幌市ボランティア研修センター  
第1研修室

対象▶ケアマネジャー等で地域社会との関係づくりに関心のある職員

内容▶講義「札幌市の地域福祉の現状と課題」  
NPO法人シーズネット代表 岩見太市氏  
講義・演習「地域のインフォーマルサービスを理解しよう、協力しよう」

受講料▶500円

定員▶50名

申込方法▶7月3日(木)～10日(木)までに電話又はFAX(所定の申込書)で申込下さい。

問い合わせ先▶札幌市社会福祉協議会  
札幌市ボランティア研修センター  
札幌市中央区北1条西9丁目  
リンケージプラザ2階  
☎ 223-6005 FAX 261-8881

# 掲示板コーナー

日時末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

## 中央区支部定例会

日時▶6月16日(月)18時30分～(※)  
会場▶札幌市社会福祉総合センター  
テーマ▶生活保護法を含む他法との関わり  
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター  
☎281-6113

## 北区支部定例会

日時▶①6月18日(水)18時30分～(※)  
②7月16日(水)18時30分～(※)  
会場▶①・②とも北区民センター  
テーマ▶①グループホームの現状と課題(1)  
②グループホームの現状と課題(2)  
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター  
☎757-6113

## 東区支部定例会

日時▶7月16日(水)18時30分～(※)  
会場▶東区民センター  
テーマ▶不適切なケアプランをなくすために  
講師▶北海道総合調査研究会常務理事・企画室長  
五十嵐 智嘉子 氏  
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター  
☎741-6401

## 白石区支部定例会

日時▶7月10日(木)18時30分～(※)  
会場▶白石区民センター  
テーマ▶モニタリングの工夫について  
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター  
☎861-6116

## 厚別区支部定例会

日時▶①6月10日(火)18時～  
②7月 8日(火)18時～(※)  
会場▶厚別区民センター  
テーマ▶①事例検討  
②入所判定基準取扱いの現状  
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター  
☎895-6101

## 豊平区支部定例会

日時▶①6月17日(火)18時30分～(※)  
②7月22日(火)18時30分～(※)  
会場▶①・②とも豊平区民センター  
テーマ▶①介護報酬の改定に伴う算定の考え方  
②サービス担当者会議について  
講師▶②北星学園大学社会福祉学部助教授 高橋 学 氏  
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター  
☎815-6108

## 清田区支部定例会

日時▶7月16日(水)18時30分～(※)  
会場▶清田総合庁舎大会議室  
テーマ▶研修会  
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター  
☎885-6109

## 南区支部定例会

日時▶7月28日(月)18時30分～  
会場▶南区民センター  
テーマ▶神経難病の理解について  
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター  
☎582-6104

## 西区支部定例会

日時▶7月15日(火)18時30分～(※)  
会場▶西区民センター  
テーマ▶在宅リハビリについて  
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター  
☎614-6105

## 手稲区支部定例会

日時▶6月11日(水)18時30分～(※)  
会場▶手稲区民センター  
テーマ▶今すぐ使える移送サービス(介護タクシー)  
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター  
☎695-6113

## 編集後記

☆まだ、会費を納入していない方に今回も請求させて頂きました。ご協力をお願いします。

☆平成15年度ケアマネジメントリーダー養成研修(厚生労働省主催)が6月に開催されます。札幌からも2名参加をします。機会を見て、情報提供いたします。

☆今年度の新規事業である調査研究助成金の募集が始まります。関心のある方は、参加者を募ってグループで取り組んでみてください。貴方の挑戦をお待ちしています。

☆新年度に入って早くも2ヶ月が経ちました。ケアマネ業務もちよつとは落ち着いたでしょうか。体調に気をつけて夏に向けてLet's Go!! (志朗)